

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（相互承認協定）</p> <p>第一条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（以下「日英協定」という。）</p> <p>（国外適合性評価事業の区分）</p> <p>第二条 法第三条第一項の政令で定める国外適合性評価事業の区分は、次の各号に掲げる関係法令等（法第二条第一項に規定する関係法令等をいう。以下この条において同じ。）に定める技術上の要件について、当該各号に定める特定輸出機器に関し実施する国外適合性評価事業の区分とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 日欧協定の電気製品に関する分野別附属書（次号）及び次条において「日欧協定電気製品附属書」という。）第B部第</p>	<p>（相互承認協定）</p> <p>第一条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（国外適合性評価事業の区分）</p> <p>第二条 法第三条第一項の政令で定める国外適合性評価事業の区分は、次の各号に掲げる関係法令等（法第二条第一項に規定する関係法令等をいう。以下この条において同じ。）に定める技術上の要件について、当該各号に定める特定輸出機器に関し実施する国外適合性評価事業の区分とする。</p> <p>一～三 （同上）</p> <p>四 日欧協定の電気製品に関する分野別附属書（以下この条及び次条において「日欧協定電気製品附属書」という。）第B部第</p>

二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等 同部第一節の表の上欄に掲げる関係法令等に定める電気製品

五 (略)

六 日シ協定附属書Ⅲの通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書(次条第六号において「日シ協定通信端末機器等附属書」という。) 第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令等同部第一節の表の下欄に掲げる関係法令等に定める通信端末機器及び無線機器

七 日シ協定附属書Ⅲの電気製品に関する分野別附属書(次条第七号において「日シ協定電気製品附属書」という。) 第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令等 同部第一節の表の下欄に掲げる関係法令等に定める電気製品

八 (略)

九 日英協定の相互承認に関する議定書の通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書(次号及び次条において「日英協定通信端末機器等附属書」という。) 第B部第二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等 同部第一節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等に定める通信端末機器及び無線機器

十 日英協定通信端末機器等附属書第B部第二節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等 同部第一節の表の上欄第二号に掲げる関係法令等に定める純粋有線通信端末機器

十一 日英協定の相互承認に関する議定書の電気製品に関する分野別附属書(次条第十一号において「日英協定電気製品附属書」という。) 第B部第二節の表の上欄に掲げる関係法令等同部第一節の表の上欄に掲げる関係法令等に定める電気製品

二節の表の上欄第一号に掲げる関係法令等 同部第一節の表の上欄に掲げる関係法令等に定める電気製品

五 (同上)

六 日シ協定附属書Ⅲの通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書(次条) において「日シ協定通信端末機器等附属書」という。) 第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令等同部第一節の表の下欄に掲げる関係法令等に定める通信端末機器及び無線機器

七 日シ協定附属書Ⅲの電気製品に関する分野別附属書(次条) において「日シ協定電気製品附属書」という。) 第B部第二節の表の下欄に掲げる関係法令等 同部第一節の表の下欄に掲げる関係法令等に定める電気製品

八 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(指定基準)

第三条 法第五条第一項の政令で定める指定基準は、次の各号に掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～八 (略)

九 前条第九号に係る国外適合性評価事業 日英協定通信端末機

器等附属書第B部第四節の表の上欄第一号に掲げる指定基準

十 前条第十号に係る国外適合性評価事業 日英協定通信端末機

器等附属書第B部第四節の表の上欄第二号に掲げる指定基準

十一 前条第十一号に係る国外適合性評価事業 日英協定電気製

品附属書第B部第四節の表の上欄に掲げる指定基準

(国外適合性評価事業に係る認定の有効期間)

第四条 法第六条第一項の政令で定める期間は、次のとおりとする。

一 第二条第一号から第五号まで及び第九号から第十一号までに

係る国外適合性評価事業の区分については、四年

二・三 (略)

(認定等の申請に係る手数料の額)

第十条 法第四十条第一項各号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 主務大臣が法第五条第二項（法第六条第二項及び第七条第三

(指定基準)

第三条 法第五条第一項の政令で定める指定基準は、次の各号に掲げる国外適合性評価事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一～八 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(国外適合性評価事業に係る認定の有効期間)

第四条 法第六条第一項の政令で定める期間は、次のとおりとする。

一 第二条第一号から第五号まで

に係る国外適合性評価事業の区分については、四年

二・三 (同上)

(認定等の申請に係る手数料の額)

第十条 法第四十条第一項各号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 主務大臣が法第五条第二項（法第六条第二項及び第七条第三

項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下単  
に「調査」という。)の業務の全部を自ら行う場合 別表第一  
の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める額

二 主務大臣が法第十四条第一項の規定により同項の指定調査機  
関に調査の業務の全部を行わせる場合及び法第三十六条第一項  
の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構(次条におい  
て「機構」という。)に調査の業務の全部を行わせる場合 イ  
からハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに  
定める額

イ 法第三条第一項の認定を受けようとする者 五万四千七百  
円

ロ 法第六条第一項の認定の更新を受けようとする者 三万九  
千百円

ハ 法第七条第一項の変更の認定を受けようとする者 五万四  
千七百円

三 (略)

(主務大臣)

第十三条 法第四十四条第一項の政令で定める主務大臣は、次のと  
おりとする。

項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下単  
に「調査」という。)の業務の全部を自ら行う場合 別表第一  
の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額(電子申請  
(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十  
四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定  
する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。  
)による場合)については、同表の下欄に定める額)

二 主務大臣が法第十四条第一項の規定により同項の指定調査機  
関に調査の業務の全部を行わせる場合及び法第三十六条第一項  
の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下  
「機構」という。)に調査の業務の全部を行わせる場合 イ  
からハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに  
定める額

イ 法第三条第一項の認定を受けようとする者 五万六千六百  
円(電子申請による場合)については、五万二千二百円)

ロ 法第六条第一項の認定の更新を受けようとする者 三万六  
千九百円(電子申請による場合)については、三万六千五百円

ハ 法第七条第一項の変更の認定を受けようとする者 五万千  
六百元(電子申請による場合)については、五万二千二百円)

三 (同上)

(主務大臣)

第十三条 法第四十四条第一項の政令で定める主務大臣は、次のと  
おりとする。

- 一 第二条第一号、第六号、第八号及び第九号に係る国外適合性評価事業に関する事項については、総務大臣
- 二 第二条第二号、第三号及び第十号に係る国外適合性評価事業に関する事項については、総務大臣及び経済産業大臣
- 三 第二条第四号、第五号、第七号及び第十一号に係る国外適合性評価事業に関する事項については、経済産業大臣

別表第一（第十条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
一 法第三条第一項の認定を受けようとする者	申請一件につき
イ 第二条第一号に係る国外適合性評価事業（以下「第一号事業」という。）に係る認定	百七十五万二千四百円
ロ 第二条第二号に係る国外適合性評価事業（以下「第二号事業」という。）に係る認定	百二万八千七百円
ハ 第二条第三号に係る国外適合性評価事業	四十七万六千六百円

- 一 第二条第一号、第六号及び第八号に係る国外適合性評価事業に関する事項については、総務大臣
- 二 第二条第二号及び第三号に係る国外適合性評価事業に関する事項については、総務大臣及び経済産業大臣
- 三 第二条第四号、第五号及び第七号に係る国外適合性評価事業に関する事項については、経済産業大臣

別表第一（第十条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額	電子申請による場合における手数料の額
一 法第三条第一項の認定を受けようとする者	申請一件につき	申請一件につき
イ 第二条第一号に係る国外適合性評価事業（以下「第一号事業」という。）に係る認定	百六十八万五千九百円	百六十八万五千円
ロ 第二条第二号に係る国外適合性評価事業（以下「第二号事業」という。）に係る認定	九十八万九千五百円	九十八万八千六百円
ハ 第二条第三号に係る国外適合性評価事業	四十五万九千四百円	四十五万八千六百円

業（以下「第二号事業」という。）に係る認定	業（以下「第三号事業」という。）に係る認定
ニ 第二条第四号に係る国外適合性評価事業（以下「第四号事業」という。）に係る認定	ホ 第二条第五号に係る国外適合性評価事業（以下「第五号事業」という。）に係る認定
ヘ 第二条第六号に係る国外適合性評価事業（以下「第六号事業」という。）に係る認定	ト 第二条第七号に係る国外適合性評価事業（以下「第七号事業」という。）に係る認定
チ 第二条第八号に係る国外適合性評価事業	

百二万八千七百円	四十七万六千六百円	百二十八万五千百円	百二万八千七百円	三百三十三万六千四百円
----------	-----------	-----------	----------	-------------

業（以下「第二号事業」という。）に係る認定	業（以下「第三号事業」という。）に係る認定
ニ 第二条第四号に係る国外適合性評価事業（以下「第四号事業」という。）に係る認定	ホ 第二条第五号に係る国外適合性評価事業（以下「第五号事業」という。）に係る認定
ヘ 第二条第六号に係る国外適合性評価事業（以下「第六号事業」という。）に係る認定	ト 第二条第七号に係る国外適合性評価事業（以下「第七号事業」という。）に係る認定
チ 第二条第八号に係る国外適合性評価事業	

九十八万九千五百円	四十五万九千四百円	百二十三万九千三百円	九十八万九千五百円	三百二十一万二千二百円
九十八万八千六百円	四十五万八千六百円	百二十三万八千四百円	九十八万八千六百円	三百二十一万三千百円

<p>業（以下「第八号事業」という。）に係る認定</p> <p>リ 第二条第九号に係る国外適合性評価事業（以下「第九号事業」という。）に係る認定</p> <p>又 第二条第十号に係る国外適合性評価事業（以下「第十号事業」という。）に係る認定</p> <p>ル 第二条第十一号に係る国外適合性評価事業（以下「第十一号事業」という。）に係る認定</p>	<p>百七十五万二千四百円</p> <p>四十七万六千六百円</p> <p>四十七万六千六百円</p>	<p>業（以下「第八号事業」という。）に係る認定</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>二 法第六条第一項の認定の更新を受けようとする者</p> <p>イ 第一号事業に係る認定の更新</p> <p>ロ 第二号事業に係る認定の更新</p>	<p>申請一件につき</p> <p>百七十三万六千八百円</p> <p>百一万三千円</p>	<p>二 法第六条第一項の認定の更新を受けようとする者</p> <p>イ 第一号事業に係る認定の更新</p> <p>ロ 第二号事業に係る認定の更新</p> <p>申請一件につき</p> <p>百六十七万二千二百円</p> <p>九十七万四千八百円</p> <p>申請一件につき</p> <p>百六十七万三千九百円</p> <p>九十七万三千九百円</p>

ハ	第三号事業に係る 認定の更新	四十六万千円
ニ	第四号事業に係る 認定の更新	百一万三千円
ホ	第五号事業に係る 認定の更新	四十六万千円
ヘ	第六号事業に係る 認定の更新	百二十六万九千五百円
ト	第七号事業に係る 認定の更新	百一万三千円
チ	第八号事業に係る 認定の更新	三百三十二万八千円
リ	第九号事業に係る 認定の更新	百七十三万六千八百円
ヌ	第十号事業に係る 認定の更新	四十六万千円
ル	第十一号事業に係る 認定の更新	四十六万千円
三	法第七条第一項の変 更の認定を受けようと する者	申請一件につき
イ	第一号事業に係る 変更の認定	七十二万九千円
ロ	第二号事業に係る 変更の認定	四十四万八千六百円

ハ	第三号事業に係る 認定の更新	四十四万四千七 百円	四十四万三千八 百円
ニ	第四号事業に係る 認定の更新	九十七万四千八 百円	九十七万三千九 百円
ホ	第五号事業に係る 認定の更新	四十四万四千七 百円	四十四万三千八 百円
ヘ	第六号事業に係る 認定の更新	百二十二万四千 六百元	百二十二万三千 七百元
ト	第七号事業に係る 認定の更新	九十七万四千八 百円	九十七万三千九 百円
チ	第八号事業に係る 認定の更新	三百十九万六千 四百年	三百十九万五千 六百元
リ	第九号事業に係る 認定の更新	(新設)	(新設)
ヌ	第十号事業に係る 認定の更新	(新設)	(新設)
ル	第十一号事業に係る 認定の更新	(新設)	(新設)
三	法第七条第一項の変 更の認定を受けようと する者	申請一件につき	申請一件につき
イ	第一号事業に係る 変更の認定	七十万二千二百 円	七十万三千三百 円
ロ	第二号事業に係る 変更の認定	四十三万九百 円	四十三万千 円



備考 一～六 (略)	ハ	第三号事業に係る 変更の認定	二十四万四千五百円
	ニ	第四号事業に係る 変更の認定	四十四万八千六百円
	ホ	第五号事業に係る 変更の認定	二十四万四千五百円
	ヘ	第六号事業に係る 変更の認定	五十三万六千五百円
	ト	第七号事業に係る 変更の認定	四十四万八千六百円
	チ	第八号事業に係る 変更の認定	百三十一万五百円
	リ	第九号事業に係る 変更の認定	七十二万九千円
備考 一～六 (略)	ヌ	第十号事業に係る 変更の認定	二十四万四千五百円
	ル	第十一号事業に係る 変更の認定	二十四万四千五百円
七 第九号事業に係る法第三条第一項の認定を受けようとする場合であつて、同条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して認定を受けようとするときは、一の項りに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める			

備考 一～六 (同上)	ハ	第三号事業に係る 変更の認定	二十三万五千七百円	二十三万四千八百円
	ニ	第四号事業に係る 変更の認定	四十三万九千九百円	四十三万千円
	ホ	第五号事業に係る 変更の認定	二十三万五千七百円	二十三万四千八百円
	ヘ	第六号事業に係る 変更の認定	五十一万六千三百円	五十一万五千四百円
	ト	第七号事業に係る 変更の認定	四十三万九千九百円	四十三万千円
	チ	第八号事業に係る 変更の認定	百二十五万八千六百円	百二十五万七千八百円
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

額とする。

八 第九号事業に係る法第六条第一項の認定の更新を受けようとする場合であつて、法第三条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して同条第一項の認定を受けた者がその更新を受けようとするときは、二の項りに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

九 第九号事業に係る法第七条第一項の変更の認定を受けようとする場合であつて、法第三条第二項の規定によりその業務の範囲を主務省令で定める範囲に限定して同条第一項の認定を受けた者が変更の認定を受けようとするときは、三の項りに定める額にかかわらず、当該額を超えない範囲内で実費を勘案して主務省令で定める額とする。

十 第二号事業に係る法第三条第一項の認定又はその更新（以下「認定等」という。）を受けようとする者が同時に他の国外適合性評価事業に係る認定等を受けようとする場合における当該第二号事業に係る認定等についての手数料の額は、一の項口又は二の項口に定める額から十萬三千二百円（第二号事業に係る認定等と同時に第四号事業に係る認定等を受けようとする場合にあつては、四十九万七千七百円）を減じた額とする。

十一 第三号事業に係る認定等を受けようとする者が同時に他の国外適合性評価事業（第二号事業を除く。）に係る

（新設）

（新設）

七 第二号事業に係る法第三条第一項の認定又はその更新（以下「認定等」という。）を受けようとする者が同時に他の国外適合性評価事業に係る認定等を受けようとする場合における当該第二号事業に係る認定等についての手数料の額は、一の項口又は二の項口に定める額から十萬八千八百円（第二号事業に係る認定等と同時に第四号事業に係る認定等を受けようとする場合にあつては、四十七万四千九百円）を減じた額とする。

八 第三号事業に係る認定等を受けようとする者が同時に他の国外適合性評価事業（第二号事業を除く。）に係る

る認定等を受けようとする場合における当該第三号事業に係る認定等についての手数料の額は、一の項ハ又は二の項ハに定める額から十五万三千二百円（第三号事業に係る認定等と同時に第五号事業に係る認定等を受けようとする場合にあつては、二十四万九千四百円）を減じた額とする。

十二 第十号事業に係る認定等を受けようとする者が同時に他の国外適合性評価事業（第二号事業及び第三号事業を除く。）に係る認定等を受けようとする場合における当該第十号事業に係る認定等についての手数料の額は、一の項又は二の項に定める額から十五万三千二百円（第十号事業に係る認定等と同時に第十一号事業に係る認定等を受けようとする場合にあつては、二十四万九千四百円）を減じた額とする。

十三 一の総務大臣認定事業（第一号事業、第六号事業、第八号事業又は第九号事業をいう。以下同じ。）に係る認定等を受けようとする者が同時に他の総務大臣認定事業に係る認定等を受けようとする場合における当該他の総務大臣認定事業に係る認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項イ、ヘ、チ若しくはリ又は二の項イ、ヘ、チ若しくはリに定める額から十五万三千二百円を減じた額とする。

十四 一の経済産業大臣認定事業（第四号事業、第五号事業、第七号事業又は第十一号事業をいう。以下同じ。）に係る認定等を受けようとする者が同時に他の経済産業

る認定等を受けようとする場合における当該第三号事業に係る認定等についての手数料の額は、一の項ハ又は二の項ハに定める額から十四万八千八百円（第三号事業に係る認定等と同時に第五号事業に係る認定等を受けようとする場合にあつては、二十四万四千六百円）を減じた額とする。

（新設）

九 一の総務大臣認定事業（第一号事業、第六号事業又は第八号事業をいう。以下同じ。）に係る認定等を受けようとする者が同時に他の総務大臣認定事業に係る認定等を受けようとする場合における当該他の総務大臣認定事業に係る認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項イ、ヘ若しくはチ 又は二の項イ、ヘ若しくはチ に定める額から十四万八千八百円を減じた額とする。

十 一の経済産業大臣認定事業（第四号事業、第五号事業又は第七号事業をいう。以下同じ。）に係る認定等を受けようとする者が同時に他の経済産業

大臣認定事業に係る認定等を受けようとする場合における当該他の経済産業大臣認定事業に係る認定等については手数料の額は、それぞれ一の項ニ、ホ、ト若しくはル又は二の項ニ、ホ、ト若しくはルに定める額から十五万三千二百円を減じた額とする。

十五 第二条各号に係る国外適合性評価事業のうちいずれかの事業に係る認定を受けている者が他の国外適合性評価事業に係る認定等を受けようとする場合（当該認定を受けている国外適合性評価事業に係る認定等が当該他の国外適合性評価事業に係る認定等を申請した日前当該他の国外適合性評価事業に係る第四条に定める期間以内に行われたものであり、かつ、その手数料として一の項若しくは二の項に定める額（備考一から十四までのいずれかの適用を受けた場合にあつては、それぞれ備考一から十四までに定める額）又は別表第二の一の項に定める額（同表の備考一の適用を受けた場合にあつては、同表の備考一に定める額）を納めている場合であつて、その申請に際し、当該認定を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されているときに限る。）における当該認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項又は二の項に定める額から十二万九千四百円を減じた額とする。ただし、第四号事業に係る認定を受けている者が第二号事業に係る認定等を受けようとする場合又は第二号事業に係る認定等を受けている者が第四号事業に係る認定等を受けようとする場合における当該認定

大臣認定事業に係る認定等を受けようとする場合における当該他の経済産業大臣認定事業に係る認定等については手数料の額は、それぞれ一の項ニ、ホ若しくはト又は二の項ニ、ホ若しくはトに定める額から十四万八千八百円を減じた額とする。

十一 第二条各号に係る国外適合性評価事業のうちいずれかの事業に係る認定を受けている者が他の国外適合性評価事業に係る認定等を受けようとする場合（当該認定を受けている国外適合性評価事業に係る認定等が当該他の国外適合性評価事業に係る認定等を申請した日前当該他の国外適合性評価事業に係る第四条に定める期間以内に行われたものであり、かつ、その手数料として一の項若しくは二の項に定める額（備考一から十までのいずれかの適用を受けた場合にあつては、それぞれ備考一から十までに定める額）又は別表第二の一の項に定める額（同表の備考一の適用を受けた場合にあつては、同表の備考一に定める額）を納めている場合であつて、その申請に際し、当該認定を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されているときに限る。）における当該認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項又は二の項に定める額から十四万八千八百円を減じた額とする。ただし、第四号事業に係る認定を受けている者が第二号事業に係る認定等を受けようとする場合又は第二号事業に係る認定等を受けている者が第四号事業に係る認定等を受けようとする場合における当該認定

等についての手数料の額は、それぞれ一の項口若しくは二の項口又は一の項ニ若しくは二の項ニに定める額から四十六万七千八百円を減じた額とし、第五号事業に係る認定を受けている者が第三号事業に係る認定等を受けようとする場合又は第三号事業に係る認定を受けている者が第五号事業に係る認定等を受けようとする場合における当該認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項ハ若しくは二の項ハ又は一の項ホ若しくは二の項ホに定める額から二十万千七百円を減じた額とし、第十一号事業に係る認定を受けている者が第十号事業に係る認定等を受けようとする場合又は第十一号事業に係る認定等を受けている者が第十一号事業に係る認定等を受けようとする場合における当該認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項又若しくは二の項又又は一の項ル若しくは二の項ルに定める額から二十万千七百円を減じた額とする。

十六 第二条各号に係る国外適合性評価事業の認定等の申請に際し、当該認定等を受けようとする者が法令に基づく認定又は登録（法第五条第一項に規定する主務省令で定める認定の基準を認定又は登録の基準とするものとして主務省令で定めるものに限る。）を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されている場合における当該申請により認定等を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、それぞれ一の項又は二の項に定める額から十二万九千四百円を減じた

等についての手数料の額は、それぞれ一の項口若しくは二の項口又は一の項ニ若しくは二の項ニに定める額から四十七万四千九百円を減じた額とし、第五号事業に係る認定を受けている者が第三号事業に係る認定等を受けようとする場合又は第三号事業に係る認定を受けている者が第五号事業に係る認定等を受けようとする場合における当該認定等についての手数料の額は、それぞれ一の項ハ若しくは二の項ハ又は一の項ホ若しくは二の項ホに定める額から二十四万四千六百円

を減じた額とする

十二 第二条各号に係る国外適合性評価事業の認定等の申請に際し、当該認定等を受けようとする者が法令に基づく認定又は登録（法第五条第一項に規定する主務省令で定める認定の基準を認定又は登録の基準とするものとして主務省令で定めるものに限る。）を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されている場合における当該申請により認定等を受けようとする者が納めなければならない手数料の額は、それぞれ一の項又は二の項に定める額から十四万八千八百円を減じた

額とする。

別表第二（第十一条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
一 法第三条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	申請一件につき
イ 第四号事業に係る認定又はその更新	八十七万七千九百円
ロ 第五号事業に係る認定又はその更新	三十九万四千八百円
ハ 第七号事業に係る認定又はその更新	八十七万七千九百円
ニ 第十一号事業に係る認定又はその更新	三十九万四千八百円
備考	
二 法第七条第一項の変更の認定を受けようとする者	申請一件につき
イ 第四号事業に係る変更の認定	三十六万二千四百円
ロ 第五号事業に係る変更の認定	十八万四千五百円
ハ 第七号事業に係る変更の認定	三十六万二千四百円
ニ 第十一号事業に係る変更の認定	十八万四千五百円

額とする。

別表第二（第十一条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
一 法第三条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	申請一件につき
イ 第四号事業に係る認定又はその更新	九十四万六千五百円
ロ 第五号事業に係る認定又はその更新	四十一万七千円
ハ 第七号事業に係る認定又はその更新	九十四万六千五百円
備考	
二 法第七条第一項の変更の認定を受けようとする者	申請一件につき
イ 第四号事業に係る変更の認定	三十八万二千七百円
ロ 第五号事業に係る変更の認定	十九万四千円
ハ 第七号事業に係る変更の認定	三十八万二千七百円
（新設）	（新設）

一 一の経済産業大臣認定事業に係る認定等を受けようとする者が同時に他の経済産業大臣認定事業に係る認定等を受けようとする場合における当該他の認定等に関する調査についての手数料の額は、それぞれ一の項イから二までに定める額から十四万四千三百円を減じた額とする。

二 第二条各号に係る国外適合性評価事業のうちいずれかの事業に係る認定を受けている者が他の国外適合性評価事業（経済産業大臣認定事業に限る。）に係る認定等を受けようとする場合（当該認定を受けている国外適合性評価事業に係る認定等が当該他の国外適合性評価事業に係る認定等を申請した日前当該他の国外適合性評価事業に係る第四条に定める期間以内に行われたものであり、かつ、その手数料として一の項に定める額（備考一の適用を受けた場合にあつては、備考一に定める額）又は別表第一の一の項若しくは二の項に定める額（同表の備考一から十四までのいずれかの適用を受けた場合にあつては、それぞれ同表の備考一から十四までに定める額）を納めている場合であつて、その申請に際し、当該認定を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されているときに限る。）における当該認定等に関する調査についての手数料の額は、それぞれ一の項イから二までに定める額から十一万九千四百円を減じた額とする。

三 経済産業大臣認定事業に係る認定等の申請に際し、当

一 一の経済産業大臣認定事業に係る認定等を受けようとする者が同時に他の経済産業大臣認定事業に係る認定等を受けようとする場合における当該他の認定等に関する調査についての手数料の額は、それぞれ一の項イから八までに定める額から十五万八千八百円を減じた額とする。

二 第二条各号に係る国外適合性評価事業のうちいずれかの事業に係る認定を受けている者が他の国外適合性評価事業（経済産業大臣認定事業に限る。）に係る認定等を受けようとする場合（当該認定を受けている国外適合性評価事業に係る認定等が当該他の国外適合性評価事業に係る認定等を申請した日前当該他の国外適合性評価事業に係る第四条に定める期間以内に行われたものであり、かつ、その手数料として一の項に定める額（備考一の適用を受けた場合にあつては、備考一に定める額）又は別表第一の一の項若しくは二の項に定める額（同表の備考一から十までのいずれかの適用を受けた場合にあつては、それぞれ同表の備考一から十までに定める額）を納めている場合であつて、その申請に際し、当該認定を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されているときに限る。）における当該認定等に関する調査についての手数料の額は、それぞれ一の項イから八までに定める額から十五万八千八百円を減じた額とする。

三 経済産業大臣認定事業に係る認定等の申請に際し、当

該認定等を受けようとする者が法令に基づく認定又は登録（法第五条第一項に規定する主務省令で定める認定の基準を認定又は登録の基準とするものとして主務省令で定めるものに限る。）を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されている場合における当該認定等に関する調査についての手数料の額は、それぞれ一の項イからニまでに定める額から十一万九千四百円を減じた額とする。

該認定等を受けようとする者が法令に基づく認定又は登録（法第五条第一項に規定する主務省令で定める認定の基準を認定又は登録の基準とするものとして主務省令で定めるものに限る。）を受けていることを証する書類として主務省令で定める書類が添付されている場合における当該認定等に関する調査についての手数料の額は、それぞれ一の項イからニまでに定める額から十五万八千八百円を減じた額とする。